

一般社団法人日本モルック協会

理事倫理及び処分規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）の理事が遵守すべき倫理基準を定め、本協会の健全な運営と社会的信用の維持を目的とする。

第2条（定義）

本規程において「理事」とは、本協会の理事をいう。

第3条（適用範囲）

1. 本規程は、本協会の全ての理事に適用される。
2. 本規程は、一般会員倫理規程を補完する追加規程として位置づけられ、理事は一般会員倫理規程の全ての規定を遵守しなければならない。
3. 本規程は、理事としての職務遂行に特有の倫理基準及びガバナンス義務を追加的に定めるものである。
4. 本規程と一般会員倫理規程の規定が抵触する場合は、理事の責務に照らしてより厳格な規定を適用する。

第2章 理事の基本的責務

第4条（善管注意義務・忠実義務）

1. 理事は、法令及び定款を遵守し、本協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2. 理事は、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。
3. 理事は、本協会の利益を最優先し、個人的な利益を優先してはならない。

第5条（説明責任）

1. 理事は、会員及び関係者に対して、本協会の運営について適切な説明責任を果たさなければならない。
2. 理事は、透明性の高い運営を心がけなければならない。

第 6 条（模範的行動）

1. 理事は、本協会を運営する責任を負う者として、常に模範的な行動をとらなければならない。
2. 理事は、その言動が本協会の信用に影響を及ぼすことを自覚し、慎重に行動しなければならない。

第 3 章 利益相反の管理

第 7 条（利益相反の禁止）

1. 理事は、本協会の利益と自己または第三者の利益が衝突するおそれのある取引（以下「利益相反取引」という。）を行ってはならない。
2. 利益相反取引の具体的な基準、承認手続及び管理体制等については、別に定める利益相反及び取引適正化に関する規程（利益相反ポリシー）による。

第 4 章 守秘義務

第 8 条（守秘義務）

1. 理事は、理事会その他の会議において知り得た機密情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
2. 前項の守秘義務は、理事を退任した後も継続する。
3. 法令により開示が義務付けられる場合、または公益通報に該当する場合は、この限りでない。

第 9 条（議事録の取扱い）

1. 理事は、理事会議事録その他の機密文書を適切に管理しなければならない。
2. 理事は、議事録の内容を、本協会の承認なく外部に開示してはならない。

第 5 章 金銭・財産の取扱い

第 10 条（協会財産の管理）

1. 理事は、本協会の財産を適正に管理し、私的に使用してはならない。
2. 理事は、本協会の経費を適切に使用し、不正な支出を行ってはならない。

第 11 条（公金の取扱い）

1. 理事は、補助金、助成金その他の公金を適正に使用しなければならない。
2. 理事は、公金の使途について、適切な記録を作成し、保管しなければならない。

第 6 章 兼職

第 12 条（兼職の制限）

1. 理事は、以下の兼職を行ってはならない。ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 本協会の事業と競合関係にある団体の役員
 - (2) 本協会の取引先企業の役員（本協会との間で利益相反が生じる場合）
 - (3) その他本協会の業務遂行に支障を来す兼職
2. 前項以外の兼職を行う場合は、事前に理事会に報告しなければならない。

第 7 章 政治的中立性

第 13 条（政治的中立性の維持）

1. 本協会は、特定の政治団体、政党を支持し、またはこれに反対する政治活動を行わない。
2. 理事は、本協会の名義または立場を利用して、政治活動を行ってはならない。
3. 理事が個人として政治活動を行う場合は、本協会とは無関係であることを明確にしなければならない。

第 8 章 会議への参加義務

第 14 条（会議への出席）

1. 理事は、理事会その他本協会が招集する会議に出席しなければならない。
2. やむを得ない事由により出席できない場合は、事前に招集権者に連絡しなければならない。
3. 正当な理由なく欠席を繰り返す理事に対しては、理事会において対応を協議することができる。

第 15 条（議事への積極参加）

理事は、会議において積極的に発言し、本協会の発展に資する建設的な議論を行うよう努めなければならない。

第 9 章 研修参加義務

第 16 条（研修への参加）

1. 理事は、本協会が実施するコンプライアンス研修、ガバナンス研修その他の研修に参加しなければならない。
2. 理事は、自己の職務遂行能力の向上に努めなければならない。

第 10 章 退任後の義務

第 17 条（退任後の競業避止）

1. 理事は、退任後 1 年間は、本協会と競合する事業を行い、または本協会と競合する団体の役員に就任してはならない。
2. 前項の期間は、理事会の承認により短縮または免除することができる。

第 11 章 処分

第 18 条（処分の種類）

本規程違反に対する処分は、以下のとおりとする。

- (1) 注意
- (2) 嚴重注意

- (3) 理事報酬の減額または返還に関する社員総会決議への付議
- (4) 解任議案の社員総会への上程
- (5) その他必要な措置

第 19 条（処分手続）

1. 処分の決定は、社員総会決議によるべき場合を除き、理事会の決議による。ただし、当該理事は議決に参加することができない。
2. 処分の決定にあたっては、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。
3. 処分を受けた理事には、処分の内容及び理由を書面で通知する。
4. 本条の処分に対する不服申立は、不服申立規程の定めるところによる。

第 20 条（損害賠償）

理事が本規程に違反し、本協会に損害を与えた場合、本協会は当該理事に対して損害賠償を請求することができる。

第 12 章 雑則

第 21 条（規程の改正）

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

第 22 条（委任）

本規程に定めのない事項については、理事会で協議の上、決定する。

附則

1. 本規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程施行前から在任している理事についても、本規程を適用する。